

令和5年1月27日（金）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記 者 発 表 資 料

指名停止措置について

関東地方整備局は、日本メディカルオネスト株式会社（所在地 東京都豊島区）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ

竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ

神奈川建設記者会

問 い 合 わ せ 先

○総務部契約課長

カワハラ トシキ

河原 利幸 (内線2511)

総務部契約管理官

タケチ ユミコ

田口 由美子 (内線5880)

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ

小林 和生 (内線2517)

総務部経理調達課長

イタニ トモヒコ

磯谷 智彦 (内線5870)

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151 (代)

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412 (代)

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
日本メディカルオネスト株式会社	東京都豊島区東池袋3丁目23番13号池袋KSビル5階

2. 指名停止措置期間

令和5年1月27日から令和5年4月26日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の代表役員等（元代表取締役社長）は、代表取締役社長だった令和3年3月中旬頃、地方独立行政法人が運営する東千葉メディカルセンターの人工心肺装置の調達をめぐり、同センターの臨床工学技士長が、調達業務を受注した会社に、当該業者を通して調達するよう指示するなどの便宜を図った謝礼として現金100万円を渡したとして、令和4年12月1日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表役員等（元代表取締役社長）が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第3号（贈賄）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第3号>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から <u>3ヶ月以上9ヶ月以内</u> <u>2ヶ月以上6ヶ月以内</u> <u>1ヶ月以上3ヶ月以内</u>